

「令和 7 年度鳥獣被害防止総合対策交付金推進（総合支援）事業」 造林地におけるニホンジカ摂食被害等調査業務仕様書

1 総則

この仕様書は、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会が実施主体とする造林地におけるニホンジカ摂食被害調査業務に適用する。

2 業 務 名

「令和 7 年度鳥獣被害防止総合対策交付金推進（総合支援）事業」造林地におけるニホンジカ摂食被害等調査業務

3 業務場所

浜田市内全域 別紙「5 kmメッシュ 1 齢級のスギ・ヒノキ造林地位置図」参照

4 業務期間

契約締結の翌日から令和 7 年 12 月 12 日（金）まで

5 調査箇所

別紙「5 kmメッシュ 1 齢級のスギ・ヒノキ造林地位置図」のとおり

6 業務内容

(1) 調査地の選定

(ア) 発注者作成「5 kmメッシュ 1 齢級のスギ・ヒノキ造林地位置図」から、以下の要件に該当する 1 造林地を選定し、当該造林地平面図をもとに現地踏査による確認を行いながら調査地を確定すること。なお、同一区域内のメッシュにおける調査地の選定に際しては、ヒノキを優先する。

(a) 発注者が提供する造林地平面図をもとに現地踏査による確認を行いながら、発注者と相談の上、調査地を確定すること

(b) 造林地において地形的偏りが生じないように選定するとともに、樹高や被害の状況についても、その造林地の状況を反映し選定すること

(c) 調査地は、5 kmメッシュ区域から、1 か所選定し、最大 16 ヶ所とする。

(イ) 植栽位置において地形的偏りが生じないように選定するとともに、樹高や被害の状況についても、その造林地の状況を反映し選定すること

(2) 調査の方法

1 造林地につき、林縁部の植栽木 50 本を対象に、樹高、シカ被害の有無（頂芽食害、樹皮剥ぎ、矮小化、枯死）を調査する。ただし、スギ・ヒノキ混植林については、樹種ごとに 50 本の植栽木を調査する。

7 成果品

成果品については、次の各号に掲げるものを紙及び記録媒体によるデータで各 1 部提出するものとする。

- (1) 当該箇所の選定理由書
- (2) 造林地平面図に調査地を記入した区域図
- (3) 調査状況写真
- (4) 植栽木調査票

8 業務完了報告

- (1) 本業務が完了した日から 10 日以内に業務完了報告書、自主検査実施状況及び打合せに関する書面、その他 検査に必要な資料を整備し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 業務完了報告書の作成に当たっては「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本指針」(平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定)に適合した製品を使用すること。

9 業務完了検査

- (1) 受注者は、業務実施期間内に委託業務を完了し、検査を受けなければならない。
- (2) 発注者は、業務完了報告書受理日から 10 日以内に検査を実施しなければならない。
- (3) 完了検査においては、責任者が立ち会うこととする。

10 修補

受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。
なお、業務報告書の提出日から契約期限までを修補の期限とし、修補完了の検査については、発注者の指示に従うものとする。

11 協議

本仕様書に定めがない事項、または疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

12 問い合わせ先

浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会 事務局
(浜田市産業経済部農林振興課林業畜産係内)
担当：佐々木隆行・大賀浩文
〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地
☎：0855-25-9510 (直通)
FAX：0855-23-4040
E-mail：ooga-hirofumi@city.hamada.lg.jp

植栽木調査票

調査年月日：

所在地：

樹種：

記録者：

番号	樹高(cm)	食害の有無と種類	枯死	番号	樹高(cm)	食害の有無と種類	枯死
1		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		26		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
2		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		27		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
3		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		28		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
4		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		29		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
5		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		30		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
6		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		31		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
7		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		32		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
8		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		33		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
9		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		34		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
10		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		35		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
11		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		36		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
12		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		37		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
13		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		38		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
14		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		39		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
15		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		40		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
16		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		41		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
17		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		42		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
18		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		43		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
19		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		44		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
20		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		45		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
21		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		46		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
22		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		47		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
23		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		48		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
24		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		49		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	
25		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし		50		☐ 頂芽食害 ☐ 樹皮剥ぎ ☐ 矮小化 ☐ 食害なし	

